

R D問題周辺自治会連絡会からの提案について話し合い概要

■開催日時、場所及び参加者数

開催日時：平成22年5月17日(月)19：30～23：00

開催場所：栗東市役所2階第一会議室

参加者数：滋賀県 正木琵琶湖環境部長他8名

栗東市 乾澤環境経済部長他3名

周辺自治会 6自治会 25名

県議 6名

市議 8名

その他 報道機関等

出席者合計 約60名

■話し合いの概要

○話し合い概要

5月10日にRD問題周辺自治会連絡会から出された「滋賀県のRD処分場調査対策案に関する住民提案」に関して、26項目の各提案ごとに意見交換が行われた。

○主な説明、意見等

(県からの説明)

有害物はできる限り探して除去するという方針で、詳細な調査を行った上で対策を検討していくことに対し、自治会の理解を求めた。(特管物以外にも環境基準を超える有害物がまとまって存在すれば生活環境への影響度や早期安定化の観点から除去するとし、具体的な内容は今後検討するとした。)

(住民からの質疑)

- ・鉛汚染土を除去すること。
- ・水質分析については口過後だけでなく全量分析も実施すること。
- ・含有試験を実施し、環境基準を超えるものは無条件で除去すること。
- ・有害物調査検討委員会への住民推薦枠を増やし、県側と同数とすること。
- ・処分場跡地の県有地化を早くすること。 etc

(県回答)

- ・鉛汚染土については、あらためて専門家に確認する。
- ・水質分析は国が定めた基準を基本とするも、必要に応じて全量分析もする。
- ・含有試験は溶出試験と併せて実施し、その結果を生活環境への影響度合いや早期安定化の観点から評価し、対応を検討する。
- ・有害物調査検討委員会の委員選定については、住民と話し合いをする。
- ・対策工完了後の県有地化を視野に入れているも、破産管財人との関連、議会議決を得る必要等があり、現時点では明確な表現は難しい。等の回答あり。

県の姿勢に対し、住民側から評価するとの意見もあった。

平成22年5月14日

「滋賀県のR D処分場調査対策案に関する住民提案」について（回答）

滋賀県琵琶湖環境部

I. 合意すべき基本4項目

- ① 住民との合意と納得のもとに調査と対策を進めること。

（回答）

県の基本的スタンスは、これまでご説明してきているとおり、「住民の皆さんの合意のもとに進める」というものです。

- ② 土壌と水質の汚染拡大を抑止する、あるいは効果的に軽減するために、有害物を除去すること。

（回答）

これまでに得られた調査結果や、今年度行うボーリング等の調査結果を踏まえ、有害物をできる限り除去することとします。

- ③ 処分場跡地を県有地化することで将来の安全性を確保すること。

（回答）

周辺住民の皆さんの不安を解消するためにも、対策工完了後の県有地化を視野に入れて検討します。

但し、当該地は現在破産管財人が管理する土地を含み、土地の権利者が複数あるなど、様々な課題を抱えており、具体的な対策工に先立つ調査が遅れれば県有地化は極めて困難になります。

- ④ この問題を発生させた県の責任を明確化すること。

（回答）

「R D最終処分場問題行政対応検証委員会」から頂いた報告書を踏まえ、R D社を十分指導監督できなかった県の組織としての対応の不十分さを認識し、このようなことが二度と起こらないよう、再発防止策として「立入検査マニュアルの作成」や「指導監督体制の強化」などの対策を講じてきたところです。また、不法投棄を未然に防止する、また初期の段階で対策を講じることを最優先に、不法投棄防止対策を進めることで、県の責任を果たしていきたいと考えています。

II. 今後の調査・対策にあたっての意見

① 除去すべき対象となる有害物

① 特別管理産業廃棄物相当の有害廃棄物等

(回答)

除去すべき対象とします。

② 環境基準を超える有害廃棄物等

(回答)

まとまって存在する場合を基本と考えておりますが、生活環境（特に地下水）への影響の度合いが高い場合には、早期安定化への寄与という観点から、有害物調査検討委員会の助言を受けて個別に判断して対応します。

③ 上記以外の、地域の自然環境や住民生活に負荷を与える有害物については除去を検討する。

(回答)

除去については、土壤や地下水の環境基準が設定されている項目を基準に判断したいと考えています。

1. ポーリング位置

1. メッシュ調査には、これまで未調査の、建築物の区域（構造物の地下）も含める。

(回答)

物理的に調査が可能ならば対応したいと考えています。

2. メッシュ調査に加えて、元従業員等の不法投棄証言があった地点について調査する。

(回答)

4月20日にお答えしたとおり、対応したいと考えています。

2. ガス調査

1. 表層ガス調査は、君津方式を活用する。

(回答)

そのように考えています。

2. 孔内ガス調査は、ポータブル・ガスクロを用いて行う。

(回答)

そのように考えています。

3. 精密分析はガスクロマトグラフで分析する。

(回答)

そのように考えています。

3. 地下水モニタリング

1. A2とB2地点付近に新たな観測井を追加し、北または北東側への地下水の流れ等を確認する。

(回答)

ご提案のとおり調査地点を追加したいと考えています。また、地下水の流れは新たな観測井を含めた一斉水位測定で、より正確に把握したいと考えています。

2. 観測孔(井戸)とするボーリング孔は、水の汚染分布が把握できるように、多く確保する。

(回答)

そのように考えています。

3. モニタリングは、地下水のみならず、浸透水も対象にして行う。

(回答)

そのように考えています。

4. サンプリング方法

1. 分層ごとに試料分析をすべきである。全層混合試料と層試料分析と比較したメリット・デメリットを明示されたい。

(回答)

予算の制約もありますが、ご提案も踏まえ、以下の方法を基本として、できる限り対応したいと考えています。

まず、上層・中層・下層の3グループまたは上層・下層の2グループに分けて、各層試料の等量混合を行い、それを分析試料（グループ試料）とします。

グループ試料の分析値から、それに含まれる各層試料が土壤環境基準を超えると推定される場合は、その項目について各層試料の分析を行います。なお、グループ試料から各層試料の分析に進む場合の判断基準は、有害物調査検討委員会の助言を受けて、決めていきたいと考えています。

2. サンプリング前に、汚泥・焼却灰の判定するにあたっては、試料を現地で電子レンジ等により乾燥処理する等、工夫して行うこととする。

(回答)

前記の回答のとおり、グループ試料に含まれる各層試料が土壌環境基準を超えると推定される場合には各層試料の個々分析に移り、各層を網羅的に分析できることから、別途、汚泥・焼却灰を判定する必要性はなくなります。

なお、ボーリングのコアサンプルについては、住民の皆さんにもご覧いただきたいと考えています。

5. まとまって存在する環境基準を超えるもの（特管物以外の有害物）

1. 「まとまって存在する」という表現は受け入れられない。「有害物を撤去することを原則にして対策をとる」とされたい。

(回答)

まとまって存在する場合を基本と考えておりますが、生活環境（特に地下水）への影響の度合いが高い場合には、早期安定化への寄与という観点から、有害物調査検討委員会の助言を受けて個別に判断して対応したいと考えています。

6. 調査方法の詳細

1. 補足説明の第2項目中の文言「有害物調査検討委員会に諮り」を削除されたい。

(回答)

含有試験結果に対する対応については、今後作成する支障除去対策実施計画の中でその対応根拠を科学的、合理的に示し、環境省等の技術的審査を受けて、承認を受ける必要があるため、有害物調査検討委員会の助言は得たいと考えています。

2. 水質の分析については全量試験とする。

(回答)

地下水汚染の状況を正確に判断するためには、国が定める方法、例えば「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置の技術的手法の解説」などに基づく方法で実施する必要があると考えていますが、全量試験の実施については、有害物調査検討委員会の助言を得たいと考えています。

7. 検討委員会委員の選任

1. 専門家は、県側、住民側同数でなければ受け入れられない。

(回答)

委員会はあくまでも県が最終判断するために専門的な助言をいただく場と考えています。

従って、基本的に各委員から、それぞれの専門分野についての助言をいただくことを想定しており、意見の集約や多数決で委員会の方針を決めることを前提としていません。

住民の皆さんからも、こうしたことも踏まえて専門家を推薦いただきたいと考えています。

委員の選任や員数等については、住民の皆さん方の提案も参考にしながら、環境省の助言をいただいて決定したいと考えています。

2. 過去の「硫化水素問題調査委員会」「RD最終処分場対策委員会」の教訓をどのように総括され、どのように改善した委員会とするのか、明確化されたい。

(回答)

両委員会に関してこれまでに住民の皆さんから示された意見等も踏まえ、委員会の運営に対する信頼を幅広く得られるよう努める見地から、次の方針を基本として運営することとします。

- 1 委員会の公開性を十分に確保する観点から、委員会を公開で行うとともに、議事録および資料について、積極的な公開を行う。
- 2 委員の選任については、県のみが行うのではなく、住民推薦委員も選任する。
- 3 委員会の開催場所は大津市内に限らない。
- 4 委員会が住民の意見を聞いたり、必要に応じて他の専門家の意見を聞く機会を設ける。

8. 対策工法

1. 有害物については、最低でも（不法投棄にあたる）許可容量を超える分量を撤去する。

(回答)

最終処分場として許可されている段階であれば、廃棄物処理法に基づき事業者に対して「改善命令」を出して、許可容量を超える分量全ての撤去を命じることとなります。

しかしながら、RD処分場の場合、RD社の破産により許可が取り消されておりませんので、県がRD社に代わって支障除去等事業を行うものです。この場合、税金を使って事業を行うことになりますことから、「生活環境保全上の支障又はそのおそれ除去又は防止」するために「必要な限度において」できるだけ経済的、合理的な方法であることが要求されることをご理解願います。

このことは、昨年11月22日および1月23日の話し合いの場において環境省からも詳しく説明されています。

9. その他

1. 地下水汚染をくい止める緊急対策として、下流部に必要数のバリア井戸を設置する。

(回答)

バリア井戸の設置は、詳細な検討が必要であることから、恒久対策の一環として検討すべきものと考えております。

なお、現在進めている緊急対策工事において、既設の浸透水井戸から浸透水をくみ上げて水処理する計画であり、これによって一定の地下水汚染拡散防止が図れるものと考えています。

2. 既に有害物の存在が明らかになっている区域については、速やかに掘削除去を行う。

(回答)

有害物の掘削除去については、対策工の中で実施する考えです。

3. 元従業員の証言によって有害物の埋設が強く疑われる区域は、掘削調査、有害物除去を行う。

(回答)

ボーリング調査の中で詳細に調べたいと考えています。